

## 令和6年度森フェス実施業務委託 仕様書

### 1 目的

森林・林業への関心の向上及び理解を促進するため、親子を含む子供を主体とした森林・林業体験活動イベント（森フェス）を実施する。

### 2 業務の内容

森フェスの企画、運営、広報、一般参加者公募を行う。

#### (1) 森フェスの企画

- ア 親子を含む子供を主体に600人程度（運営スタッフ含む）が参加する企画とすること。
- イ 「①伐って②使い③植えて④育てる」の林業のサイクルが各々、体験・学習できる内容とすること。
- ウ 幼児から学生まで幅広い年代の子供が魅力を感じるアクティビティを企画すること。また、アクティビティについては原則、参加者が無料で体験できるようにすること。
- エ イベントの開催は令和6年11月16日（土）の10時から14時で企画し、参加者の昼食（軽食）についても提案すること。
- オ 雨天時の対応についても提案すること。

#### (2) 森フェスの運営

##### ① 会場運営

- ア 会場は志高湖（別府市東山）内とすること。
- イ イベント開始時に大分県知事の挨拶と記念植樹を予定しているため、イベント内容に組み込むこと。

##### ② 輸送対応

- ア 駐車場は神楽女湖駐車場を予定している（400台程度）。現地まで1.2km程の距離があるため、参加者の輸送方法等を提案すること。
- イ 県内のみどりの少年団を300名程度参加させる想定であるため、県内の主要地点からみどりの少年団をバス輸送することを企画すること。

#### (3) 森フェスの広報・公募

広報・公募の手法は限定しないが、森林や林業に興味を持っていない対象者もイベントに参加するように促す方法とすること。

#### (4) 関係者協議

会場関係者との協議には誠実に対応し、協力して業務を遂行すること。

### 3 実施上の留意点

#### (1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

ただし、本業務の履行のため合理的に必要な最小限の範囲で、事前に委託者と協議し、その承諾を得た場合においてはこの限りでない。

#### (2) 受託者は、本契約の調整、準備、実施等あらゆる事項に係る支払業務を行うこ

と。また、それらに係る費用は委託料に含むものとする。

(3) 本事業に関する事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。

#### 4 著作権等

受託者は、受託業務に係る成果物の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

また、受託者は成果物に係る全てについて、委託者の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。

#### 5 機密保持

(1) 委託者及び受託者は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

ア 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報

イ 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

(2) 委託者及び受託者は、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

#### 6 個人情報の保護

受託者は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

#### 7 その他

(1) 本仕様書は企画提案のためのものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、並びに定めのない事項については、委託者と協議のうえ定めることとする。